

各市町村長  
各消防補償等組合管理者  
各水防組合管理者  
水害予防組合管理者

} 様

消防団員等公務災害補償等共済基金  
常務理事 岡本 誠 司

福祉事業等の取扱いについての一部改正について（通知）

今般、福祉事業等の取扱いについて（昭和 61 年 2 月 13 日消基発第 92 号）の一部を下記のとおり改正したので通知します。

記

1 改正内容

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| 第1 福祉事業の取扱いについて<br>[1 略]<br>2 補装具に関する事業<br>[(1)～(8) 略]<br>(9) <u>福祉規程第4条第5項の補装具の支給、修理又は再支給（以下(9)において「支給等」という。）の基準は、その種目、型式、材質等に応じ、「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準」（平成18年9月29日厚生労働省告示第528号）別表に定める額</u> | 第1 福祉事業の取扱いについて<br>[1 同左]<br>2 補装具に関する事業<br>[(1)～(8) 同左]<br>(9) <u>補装具の支給、修理又は再支給（以下(9)において「支給等」という。）は、その種目、型式、材質等に応じ、原則として「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準」（平成18年9月29日厚生労働省告示第528号）別表に定める額（同表に掲げら</u> |

|   |  |
|---|--|
| <p>(同表に掲げられていない補装具の支給等を行う場合にあつては「義肢等補装具の支給について」(平成18年6月1日基発第0601001号厚生労働省労働基準局長通達)別添「義肢等補装具費支給要綱」別表2及び別表3に定める額、(2)のクに掲げる補装具の支給又は再支給を行う場合にあつては80万円)の100分の106(消費税法(昭和63年法律第108号)別表第2第10号に該当しないもの)にあつては100分の110)に相当する額とする。</p> <p>[削る]</p> <p>[削る]</p> <p>[削る]</p> <p>[削る]</p> <p>[削る]</p> <p>[(10) 略]</p> <p>[3 略]</p> <p>4 アフターケアに関する事業</p> <p>(1) 福祉規程第7条第1項の「基金が定める者」は、次に掲げる者とする。</p> <p>[ア～サ 略]</p> <p>シ 熱傷の傷病者で総務省令別表第二に定める障害等級に該当する程度の障害が存する<u>もの</u></p> | <p>れていない補装具の支給等を行う場合にあつては「義肢等補装具の支給について」(平成18年6月1日基発第0601001号厚生労働省労働基準局長通達)別添「義肢等補装具費支給要綱」別表2及び別表3に定める額)の100分の106(消費税法(昭和63年法律第108号)別表第1第10号に該当しないもの(以下(9)において「課税物品」という。))にあつては、100分の110)に相当する額の範囲内で行うものとする。ただし、当該額が次に掲げる補装具の種目等の区分に応ずるそれぞれ次に掲げる額の100分の106(課税物品にあつては100分の110)に相当する額に満たない場合には、当該相当する額の範囲内で行うことができるものとする。</p> <p><u>ア</u> 福祉規程第4条第3項第3号に掲げる補装具の支給又は再支給 49,500円</p> <p><u>イ</u> 福祉規程第4条第3項第7号に掲げる補装具の支給又は再支給 160,000円</p> <p><u>ウ</u> 福祉規程第4条第3項第9号に掲げる補装具の支給又は再支給 12,000円</p> <p><u>エ</u> (2)のクに掲げる補装具の支給又は再支給 300,000円</p> <p><u>オ</u> (2)のクに掲げる補装具の修理 100,000円</p> <p>[(10) 同左]</p> <p>[3 同左]</p> <p>4 アフターケアに関する事業</p> <p>(1) [同左]</p> <p>[ア～サ 同左]</p> <p>シ 熱傷の傷病者で総務省令別表第二に定める障害等級に該当する程度の障害が存する<u>もの</u>(同表第14級</p> |
|---|--|

|   |  |
|---|--|
| <p>ス 外傷により末梢神経を損傷して複合性局所疼痛症候群 (CRPS。反射性交換神経性ジストロフィー (RSD) 又はカウザルギー) 又は抹消神経障害性疼痛等の激しい疼痛を有する者で総務省令別表第二に定める第 12 級以上の障害等級に該当する障害が存するもの</p> <p>[セ～ツ 略]</p> <p>(2) アフターケアの範囲の基準</p> <p>[ア～サ 略]</p> <p>シ 熱傷の傷病者に対するアフターケア</p> <p>[ア～ウ) 略]</p> <p>(エ) 薬剤又は治療材料の支給については、(ア)の診察の際に必要な応じて支給される次に掲げる薬剤を対象とするものとする。</p> <p><u>a</u> 鎮痛・消炎薬 (外用薬を含む。)</p> <p><u>b</u> 血行促進剤 (外用薬を含む。)</p> <p><u>c</u> 抗菌薬 (外用薬を含む。)</p> <p><u>d</u> 皮膚保湿剤</p> <p><u>e</u> 皮膚保護剤</p> <p><u>f</u> 抗アレルギー薬</p> <p><u>g</u> 末梢神経障害治療薬</p> <p><u>h</u> 神経障害性疼痛治療薬</p> <p>ス 外傷により末梢神経を損傷した者に対するアフターケア</p> <p>[ア～ウ) 略]</p> <p>(エ) 薬剤又は治療材料の支給については、(ア)の診察の際に必要な応じて支給される次に掲げる薬剤を対象とするものとする。</p> | <p><u>の障害等級に該当する程度の障害が存する者にあつては、医学上特にアフターケアが必要と認められるものに限る。)</u></p> <p>ス 外傷により末梢神経を損傷して激しい疼痛を有する者で総務省令別表第二に定める第 12 級以上の障害等級に該当する程度の障害が存するもの</p> <p>[セ～ツ 同左]</p> <p>(2) アフターケアの範囲の基準</p> <p>[ア～サ 同左]</p> <p>シ 熱傷の傷病者に対するアフターケア</p> <p>[ア～ウ) 同左]</p> <p>(エ) 薬剤又は治療材料の支給については、(ア)の診察の際に必要な応じて支給される外用薬等 (抗菌薬を含む。) を対象とするものとする。</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>ス 外傷により末梢神経を損傷した者に対するアフターケア</p> <p>[ア～ウ) 同左]</p> <p>(エ) [同左]</p> |
|---|--|

|  |  |
|--|--|
| <p>[ a ・ b 略]</p> <p><u>c</u> 神経障害性疼痛治療薬</p> <p><u>d</u> 向精神薬</p> <p>ただし、疼痛の治療や処置に効果が認められている薬剤（抗うつ薬、抗けいれん薬）に限る。</p> <p>〔オ〕 略]</p> <p>〔セ～ツ 略]</p> <p>〔5～19 略]</p> | <p>[ a ・ b 同左]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>〔オ〕 同左]</p> <p>〔セ～ツ 同左]</p> <p>〔5～19 同左]</p> |
| <p>備考 表中の [ ] の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>   |  |

## 2 適用日

改正後の第1の2の(9)については、令和7年4月1日以後の期間に係る補装具について適用し、改正後の第1の4の(1)及び(2)については、令和6年4月1日以後に決定したアフターケアについて適用する。